

3 調査対象とならなかった事例

平成25年度に受け付け、平成26年度に調査を継続した苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（5））

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず趣旨が特定できないため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

| 内容・申立ての趣旨 |
|----------------|
| (1) ケースワーカーの対応 |

4 調査を中止した事例

平成25年度に受け付け、平成26年度に調査を継続した苦情で、調査を中止したものは次のとおりです。

・調査開始後に調査の必要がなくなったもの（熊本市オンブズマン条例第17条）

調査開始後に申立人自らが、申立てを取り下げられたもの等です。

| 内容・申立ての趣旨 |
|---|
| (2) 公園の管理 隣接する公園の利用者のマナーが悪くボールで何度もガラスを割られた。公園からボールが出ないようにフェンスを設置してほしい。 |